

新旧対照表

新				旧			
厚木市都市公園条例の一部改正（第2条関係） 別表第2（第15条、第20条、第26条関係）				厚木市都市公園条例の一部改正（第2条関係） 別表第2（第15条、第20条、第26条関係）			
1 略				1 略			
2 公園の占用許可による使用料				2 公園の占用許可による使用料			
占用物件		単位	使用料	占用物件		単位	使用料
第一種電柱		1本 1月	120円	電柱その他これに類するもの		1本 1月	149円
第二種電柱			190円	電話柱			68円
第三種電柱			260円	支柱及び支線			81円
第一種電話柱			110円	変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの			228円
第二種電話柱			180円	線類			13円
第三種電話柱			240円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			11円
支線柱及び支線			52円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			13円
その他の柱類			12円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			14円
線類		長さ1メートル 1月	13円	変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの		占有面積 1平方メートル 1月	228円
変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの		1個 1月	220円	線類		長さ1メートル 1月	13円
郵便差出箱			95円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		長さ1メートル 1月	11円
整圧器その他これに類するもの		占有面積 1平方メートル 1月	220円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		長さ1メートル 1月	13円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1月	5円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		長さ1メートル 1月	11円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		7円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			13円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		11円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			13円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		14円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			13円

	外径が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの		<u>21円</u>
	外径が 0.3メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの		<u>27円</u>
	外径が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの		<u>48円</u>
	外径が 0.7メー トル以上 1メー トル未満 のもの		<u>68円</u>
	外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの		<u>130円</u>
	外径が2 メートル 以上のも の		<u>270円</u>
標識	<u>1本 1 月</u>		<u>180円</u>
<u>上記に該当しない もの</u>	<u>占有面積 1平方メ ートル又 は長さ1 メートル 1月</u>	<u>上記に準じ てその都度 市長が定め る額</u>	

備考 略

3 略

4 略

	外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの	<u>長さ1メ ートル 1月</u>	<u>26円</u>
	外径が 0.4メー トル以上 1.0メー トル未満 のもの	<u>長さ1メ ートル 1月</u>	<u>67円</u>
	外径が 1.0メー トル以上 のもの	<u>長さ1メ ートル 1月</u>	<u>136円</u>
標識	<u>1本 1 月</u>		<u>182円</u>
<u>上記に該当しない もの</u>	<u>占有面積 1平方メ ートル又 は長さ1 メートル 1月</u>	<u>上記に準じ てその都度 市長が定め る額</u>	

備考 略

3 略

4 略